

加算部分 2

| | | | | |
|-------------|-------|---|--|---|
| 主幹教諭等専任加算 | ⑱ | 基本額 (108,530 + | 処遇改善等加算 I 1,080×加算率) ÷各月初日の利用子ども数 | ※各月初日の利用子どもの単価に加算 |
| 子育て支援活動費加算 | ⑲ | 基本額 (4,050 + | 処遇改善等加算 I 40×加算率) ÷各月初日の利用子ども数 | ※各月初日の利用子どもの単価に加算 |
| 療育支援加算 | ⑳ | A (36,570 + | 処遇改善等加算 I 360×加算率) ÷各月初日の利用子ども数 | ※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童重入施設 B：それ以外の障害児受入施設 |
| | | B (24,380 + | 処遇改善等加算 I 240×加算率) ÷各月初日の利用子ども数 | |
| 事務職員配置加算 | ㉑ | 基本額 (78,020 + | 処遇改善等加算 I 780×加算率) ÷各月初日の利用子ども数 | ※各月初日の利用子どもの単価に加算 |
| 指導充実加配加算 | ㉒ | 基本額 (82,880 + | 処遇改善等加算 I 820×加算率) ÷各月初日の利用子ども数 | ※各月初日の利用子どもの単価に加算 |
| 事務負担対応加配加算 | ㉓ | 基本額 (69,060 + | 処遇改善等加算 I 690×加算率) ÷各月初日の利用子ども数 | ※各月初日の利用子どもの単価に加算 |
| 処遇改善等加算 II | ㉔ | 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算 II-① | 51,670 × 人数 A ・処遇改善等加算 II-② | 6,460 × 人数 B ※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数 A 及び人数 B については、別に定める |
| 冷暖房費加算 | ㉕ | 1 級 地 | 1,780 | ※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域 |
| | | 4 級 地 | 1,230 | |
| | | 2 級 地 | 1,580 | |
| 3 級 地 | 1,560 | | | |
| 施設関係者評価加算 | ㉖ | A | 306,010 ÷ 3 月初日の利用子ども数 | ※以下の区分に応じて、3 月初日の利用子どもの単価に加算 A：公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設 B：それ以外の施設 |
| | | B | 60,520 ÷ 3 月初日の利用子ども数 | |
| 除雪費加算 | ㉗ | | 6,090 | ※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算 |
| 降灰除去費加算 | ㉘ | | 152,680 ÷ 3 月初日の利用子ども数 | ※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算 |
| 施設機能強化推進費加算 | ㉙ | | 160,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数 | ※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算 |
| 小学校接続加算 | ㉚ | | 96,840 ÷ 3 月初日の利用子ども数 | ※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算 |
| 栄養管理加算 | ㉛ | A (65,120 + | 処遇改善等加算 I 650×加算率) ÷各月初日の利用子ども数 | ※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：B を除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員（施設内の調理設備を使用して調理を行う給食実施加算の適用施設において雇用等される調理員を含む。）が栄養士を兼務している施設 C：A 又は B を除き、栄養士を嘱託等している施設 |
| | | B (50,000 + | 処遇改善等加算 I 500×加算率) ÷各月初日の利用子ども数 | |
| | | C | 基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数 | |
| 第三者評価受審加算 | ㉜ | | 150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数 | ※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算 |